

不適合管理委員会報告情報  
平成18年10月11日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年10月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	放射性廃棄物処理建屋中央操作室において、集中環境施設機器ドレン廃液受けタンクのレベル計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	29728
2	1号機	主復水器細管洗浄装置において、ボール循環ポンプ（B）出口圧力計元弁ハンドル付根部弁棒が破損したため、当該弁を修理	D	29732
3	1号機	主復水器細管洗浄装置において、ボール循環ポンプ（B）入口圧力計元弁に開固着が認められたため、当該弁を点検・修理	D	29733
4	2号機	低圧復水ポンプ（A）点検時、シール水流量スイッチ用フレキシブル電線管に破損が認められたため、当該電線管及びコネクタを交換	D	29358
5	2号機	起動領域中性子束モニタ（A）において、デジタル回路用電源電圧低下による動作不良が認められたため、当該電源ユニットを修理	D	29406
6	2号機	計装用圧縮空気系格納容器入口元弁点検時、弁駆動部ベント孔よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	29601
7	2号機	超高压開閉所碍子洗浄装置において、壁貫碍子洗浄用弁に閉動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	29706
8	2号機	原子炉補機冷却水系熱交換器（B）廻り海水側ドレン弁（3台）の点検時、弁体・弁座に著しい腐食が認められたため、当該弁を交換	D	29731
9	3号機	タービン衛帯蒸気放射線モニタサンプリングポンプ（B）点検時、サンプリングポンプ（A）に異音が認められたため、当該ポンプを交換	D	29451
10	3号機	残留熱除去系振動記録計点検時、動作不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	29533
11	3号機	格納容器露点温度記録計において、指示動作不良が認められたため、当該計器を点検・修理	D	29734
12	4号機	制御棒駆動水ポンプ吐出フィルタ差圧計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	29715
13	4号機	プラント停止後において、「格納容器内弁グランドリークオフ計量管水位高」の警報発生が認められたため、当該計量管廻りを点検・修理	D	29720
14	4号機	主復水器細管洗浄装置において、D系回収器回収弁に動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	29726
15	5号機	主変圧器防災用放水ライン仮設ストレナ下流の圧力計元弁において、ハンドルに腐食が認められたため、当該弁を点検・修理	D	29717
16	6号機	循環水ポンプ（B）グランドリーク水排水配管貫通部において、雨水の流入が認められたため、当該貫通部を点検・修理	D	29707

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	6号機	復水脱塩装置苛性ソーダ移送ポンプ（A・B）吐出側現場圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	29708
18	6号機	放射性廃棄物処理系温水エゼクタにおいて、給水圧力調整弁にグランドリーク（1滴／1秒）が認められたため、グランド部を点検・調整	D	29735

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで